



もっと広い範囲の連携はどんなものがあるの？

このページでは図書館の広域連携と病院の連携を紹介するね。



本立図書館をつなぐ2つの広域連携



郷土資料、グリム・ドイツ関連書が豊富
石橋図書館 ☎52-1136

医療関連書が豊富
国分寺図書館 ☎44-3399

下野市立図書館は3館あり、館ごとに蔵書で特色を持っています。また、近隣の図書館を利用できるように2つの協定を通じ利便性の向上を図っています。

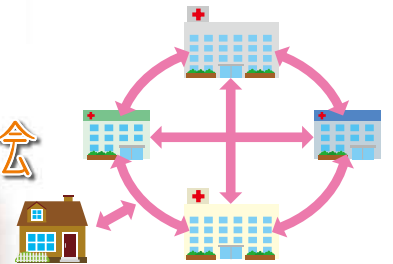
まず、栃木県央都市圏首長懇談会(宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、下野市、さくら市、上三川町、芳賀町、壬生町、高根沢町)により、平成8年7月から構成市町の図書館相互利用が実現しました。次いで、県南地域(栃木市、小山市、下野市、壬生町、野木町)の広域利用の協定が締結され、平成13年4月から同様に図書館広域利用が実現しました。折を見て、近隣市町の図書館に、お出かけなってみてはいかがでしょうか。なお、借りた図書等は、借りた市町立図書館へ直接返却することとなっています。



児童書が豊富
南河内図書館 ☎48-2395



適正な医療をつなげる 小山市近郊地域医療連携協議会



同協議会は、平成28年10月21日に設立され、小山市7病院、下野市2病院、野木町2病院、上三川町1病院のほか、茨城県結城市2病院で構成されています。各病院の特徴を活かした医療やスムーズな転院、段階的に日常生活にもどれる後方連携につなげるねらいがあり、5つの専門部会(医師、看護、連携、事務、医療技術)において意見交換を行いながら連携強化に努めています。事務局がある新小山市市民病院は、患者支援センターを設置し転・退院の調整を行っているほか、200以上の身近な医療機関と連携し、その情報提供にも力を注いでおり、今後の活躍が期待されます。

◆事務局 新小山市市民病院(小山市神鳥谷2251-1) ☎285-36-0200



つながッテルな
条例12条

(市民の権利)

第12条 市民は、次に掲げる権利を保障されるものとする。(一部抜粋)

(2) よりよい行政サービスを受用することができること。